

第5回

貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会

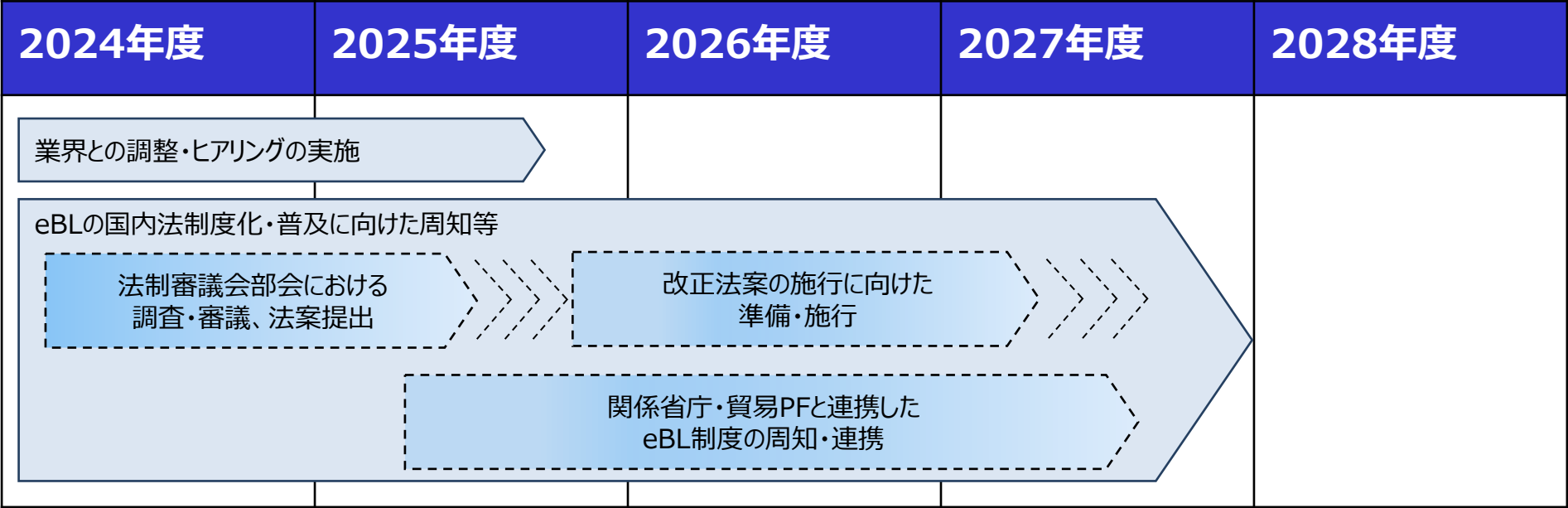
「貿易手続デジタル化に向けたアクションプラン」進捗報告

2025年2月26日

経済産業省

通商政策局 貿易振興課

1. 電子船荷証券（eBL）の法制度の整備【法務省】



進捗

- 2024年9月9日、法制審議会の総会にて商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱案が承認され、同日、同要綱が法務大臣に答申された。
- 国会への法案提出時期は現時点で未定。

2. 港湾手続のデジタル化推進【国交省】

※進捗については【資料4】国土交通省説明資料参照

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
港湾手続においてデジタル化未対応の文書のデジタル化の実現				
「コンテナ貨物搬入票」、「危険物又は有害物事前連絡表」のデジタル化		「コンテナ貨物搬入票」、「危険物又は有害物事前連絡表」のデジタル化の周知・利用促進		
港湾手続において紙でのみ有効な文書等の調査の実施	港湾手続において紙でのみ有効な文書等のデジタル化、周知・利用促進			
サイバーポートと貿易PFの連携推進				
商流・金流分野のPFとの連携の実現				
貿易PF、Webサービス、パッケージソフトとの連携				
サイバーポートの機能拡充				
ユーザーニーズを踏まえた機能改善		ユーザーニーズを踏まえた機能改善（必要に応じて実施）		
海外貨物輸送情報の可視化				
サイバーポートの利用ユーザー拡大				
情報発信（セミナー、WS等）、導入サポート（業務フロー分析、デモ、トライアル等）				
港単位のサイバーポート活用モデルの形成		サイバーポート活用モデルの全国への水平展開		

3. 原産地証明書のデジタル化推進【経産省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
特定原産地証明書				
日インドネシアEPAにおける特定原産地証明書のデータ交換（eCO）の定着化				
日タイEPA及びAJCEP（日ASEAN包括的経済連携協定）についてeCO導入に向けた実務的な協議の実施				
eCOの利用に関する産業界の要望のヒアリング実施				
	ヒアリングと検証を踏まえ、他の協定へのeCOの拡大可能性の検討			
特定原産地証明書と他の貿易文書のデータ連携検証				
第一種特定原産地証明書発給システムと民間PF（例：JAFTAS等）との連携推進				
非特恵原産地証明書				
非特恵原産地証明書のデジタル化に関する実態調査・産業界の要望ヒアリングの実施				
	国内商工会議所における非特恵原産地証明書のデジタル化対応の拡大			
	貿易相手国における非特恵原産地証明書のデジタル化に向けた働きかけの検討・協議の実施			
	非特恵原産地証明書発給システムと民間PFとの連携推進			

3. 原産地証明書のデジタル化推進【経産省】

進捗（特定原産地証明書）

<データ交換形式（eCO）>

- ・ 日タイEPAについて、11月29日に原産地証明書のデータ交換を実現するために修正された版「運用上の手続規則（Operational Procedures）」が採択され、eCOの導入に向けて具体的に議論を進めている。運用開始時期は、今後両国で調整の上、公表する。

<PDF形式>

- ・ 日モンゴルEPAについて、11月28日に、2025年5月より原産地証明書をPDF発給に切り替えることを発表。

<事業者ヒアリングに基づくコメント>

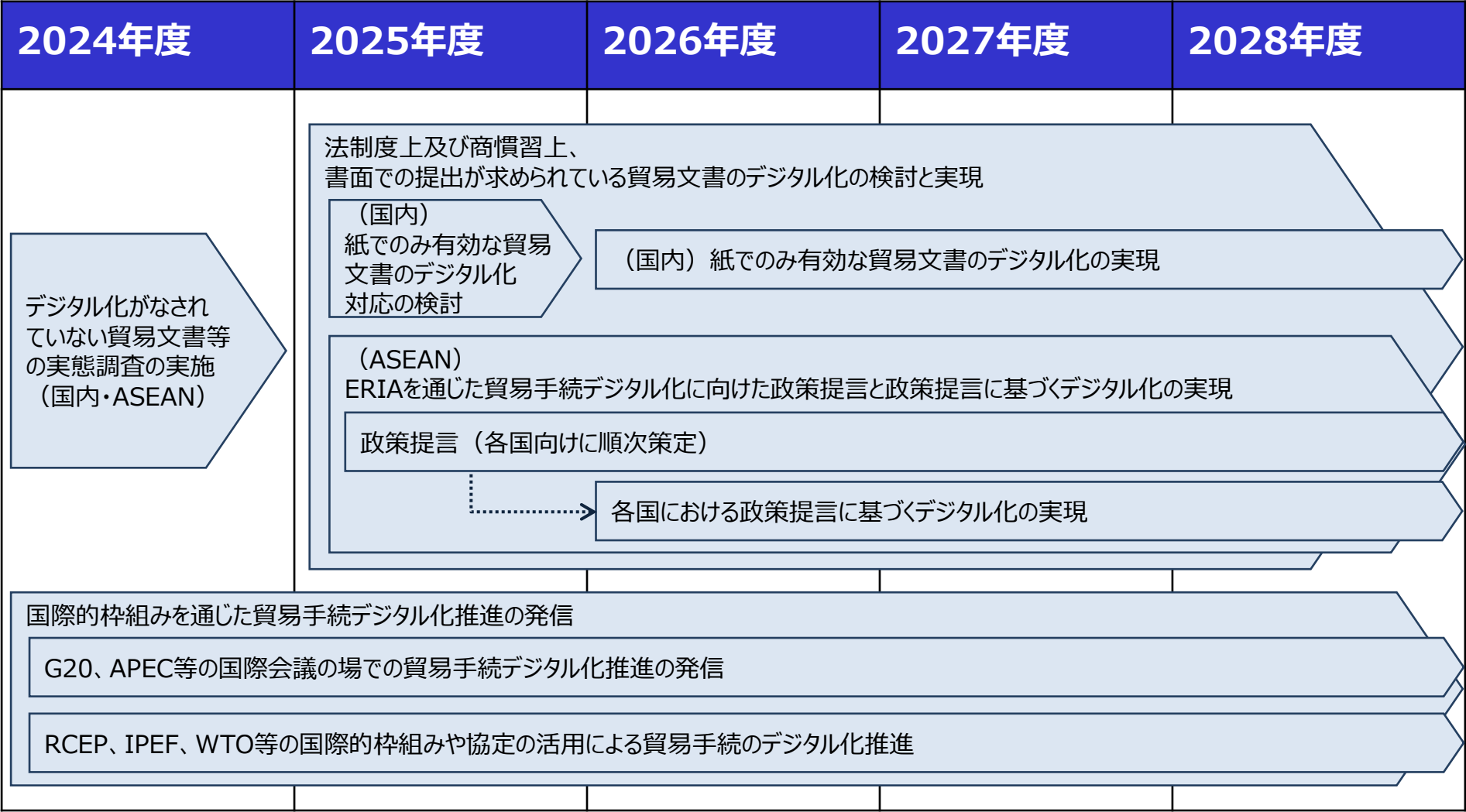
- ・ 日インドネシアEPAにおけるeCOについて、eCOデータを現地税関システムに送ることはできるが、発給されたeCOの番号を輸入者に伝える必要があるため、結果的にPDFデータを輸入者に送付する作業が残っている。

進捗（非特惠原産地証明書）

<事業者ヒアリングに基づくコメント>

- ・ 東京商工会議所のオンライン申請システムの仕様が変わり、典拠インボイスのPDFをアップロードできなくなってしまったため、インボイス情報を手入力で申請しなければならない。出荷製品が多いと手間であるため、紙に戻した申請もある。電子申請の場合は承認までのリードタイムも長く、紙だと即日ないし翌日承認だが、電子申請の場合は3日程度かかる。
- ・ 名古屋商工会議所にオンライン申請を行っており、ほぼ即日で発行してもらっている。申請フォームへの記載事項で修正のやり取り発生する場合もあるが、オンラインでのやり取りで対応できる。
- ・ インド、中東、中南米の国向けの輸出において、輸入者から原産地証明書の紙の原本送付を求められるケースがある。

4. デジタル化未対応の貿易文書・手続のデジタル化推進 【経産省及び関係省庁】



4. デジタル化未対応の貿易文書・手続のデジタル化推進

【経産省及び関係省庁】

進捗（デジタル化がなされていない貿易文書等の実態調査）

国際条約または国内法制度運用上、デジタル化がなされていない貿易文書（事業者ヒアリングより）

文書名	状況
CITES輸出許可書、輸出入承認証	ワシントン条約（CITES）に該当する貨物の輸出入にあたり、税関へ紙の原本の提出が求められる。 ※ワシントン条約及び同決議を踏まえて、輸出貿易管理令又は経済産業省告示（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）に基づき、輸出入申告の際に、紙の原本の提出を求めている。
ATAカルネ	ATAカルネによる物品の一時的な輸出入を行う場合、各国における輸出、輸入それぞれの通関時にオリジナルのカルネ手帳の提示が求められる。 ※ATA条約加盟国間において共通の様式（カルネ手帳）を用いていることから、各国における取り組みが必要。
関税割当証明書	関税割当に係る数量管理（裏落処理）のために、NACCS上で電子登録した場合であっても、税関へ紙の証明書原本を提出(紛失防止措置を講じた上で郵送可)する必要がある。 ※輸入者（通関業者）が関税証明書情報をNACCS上で電子的に管理しようとする場合においては、関税証明書情報をNACCSに電子登録した上で、別途、紙の証明書原本を用いて関税割当の利益を二重に享受しようとする等の不正使用を防止するため、税関への紙の証明書原本の提出（紛失防止措置を講じた上で郵送可）を求めている。
検査指定票	税関申告で審査区分 3（現物検査）になった場合に、NACCS上から検査指定票を紙で出力した上で、現物検査のため貨物を搬出入する際に、税関から押印を受ける必要がある。
植物検疫証明書 （Phytosanitary Certificate）	日本への輸入時に植物検疫証明書が必要な品目について、一部の国（※）からの輸入を除き、農水省所管の植物防疫所へ紙の原本の提出が求められる。 ※植物防疫所において輸出国の確認システムにより検査証明書の真正性を確認できる国。 2025年度中にNACCSに、電子植物検疫証明書（ePhyto）機能の実装を予定しており、日本と合意した貿易相手国と、ePhytoの交換を開始予定。
検査証明書 （Inspection Certificate）	日本への輸入時に輸出国政府機関発行の検査証明書が必要な品目について、豪州（※1）からの輸入を除き、原則として（※2）農水省所管の動物検疫所及び厚労省所管の検疫所へ紙の原本の提出が求められる。 ※1 現状、豪州の発行する検査証明書をNACCSにて電子的に受信可能。 ※2 動物検疫所では、令和4年12月の家畜伝染病予防法施行規則の改正により、検査証明書に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国政府機関が作成したと認められる電磁的記録であれば受入可能。一部の国で、輸出国政府機関のシステム等から確認できる電子証明書について受け入れており、紙の原本を不要としているところ。

4. デジタル化未対応の貿易文書・手続のデジタル化推進 【経産省及び関係省庁】

進捗（デジタル化がなされていない貿易文書等の実態調査）

企業の商習慣上、デジタル化がなされていない貿易文書（事業者ヒアリングより）

文書名	状況
危険物明細書	船会社へ輸出者の肉筆サインが入った紙の原本の提出が求められることがある。
EIR（機器受渡証）	コンテナヤードからのコンテナの搬出、搬入にあたって、紙の原本にて受渡がなされている。 ※サイバーポートにて帳票機能有り
ディスパッチ （コンテナ搬出票）	輸入時のコンテナ引き取りの際に、港によってはターミナルオペレーターへ紙の原本の提出が求められる運用が残っている。 ※サイバーポートにて帳票機能有り
インボイス（I/V）、 梱包明細書（P/L）、 船積依頼書（S/I）、 保険証券（I/P）、	荷主からフォワーダーに対してPDFで共有されるケースが多い。I/V、P/L、I/Pについては、信用状（L/C）決済の場合には、金融機関へ紙の原本の提出が求められることもある。
アタッチシート	荷主ないしフォワーダーから船会社へのB/L作成依頼に際し、PDFで共有されるケースが多い。
貨物到着通知（A/N）	船会社が紙で発行するケースや、貨物の引き取りのために船会社から受け取ったA/Nに荷主の肉筆サインを入れて提示を求められるケースがある。
ミルシート （鋼材検査証明書）	輸出先での通関やL/C決済時に紙の原本を求められる関係で、作成元のメーカーから紙の原本で提供されるケースが多い。

4. デジタル化未対応の貿易文書・手続のデジタル化推進 【経産省及び関係省庁】

進捗（国際会議の場での貿易手続デジタル化推進の発信）

APEC2024の成果文書・共同声明における記載

APEC首脳会議「首脳宣言」抜粋（2024年11月）

cooperation through existing mechanisms. We aim to enhance transparency, efficiency, and reliability of trade by improving single window systems, digitalizing key processes, and promoting cross-border paperless trade, including through exchanging information on different paperless trade systems, electronic authentication and the recognition of electronic trade-related documents, such as the electronic bill of lading and electronic invoice.

APEC閣僚会議「閣僚共同声明」抜粋（2024年11月）

protection. We also encourage economies to strengthen capacity building, promote digitalization of trade procedures, including paperless trade measures, and enhance digital literacy for all, while upskilling and reskilling the workforce.

18. We are committed to promoting the cross-border recognition of electronic trade-related documents, such as the electronic bill of lading and electronic invoice, through measures to facilitate paperless trade while enhancing capacity building initiatives and dialogues to support these efforts. We note work to understand

5. 貿易PFの導入支援・促進【経産省・総務省】

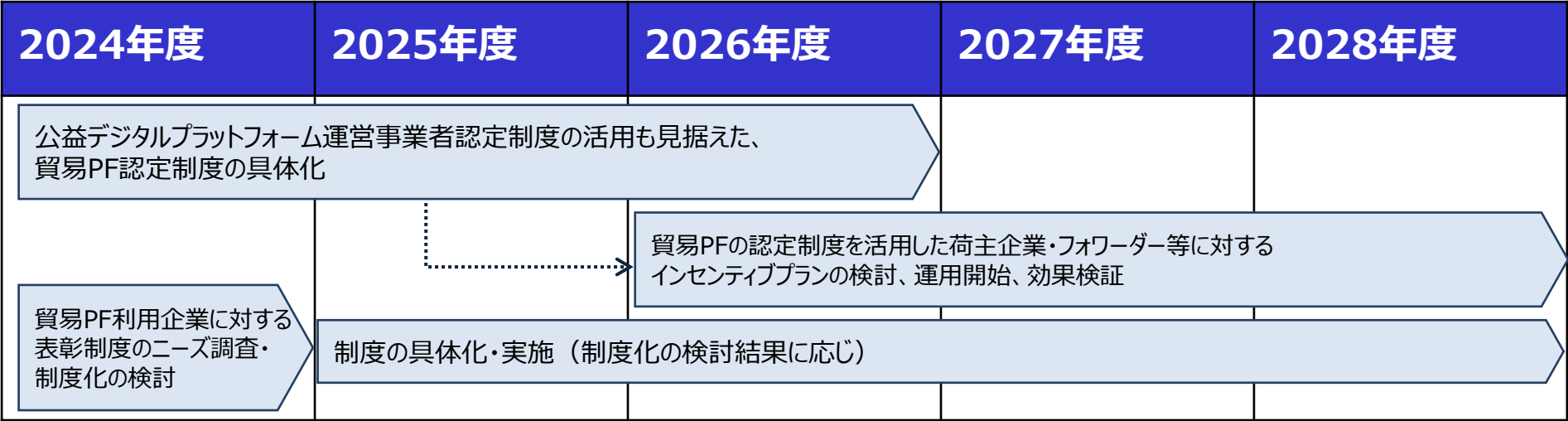
2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
荷主企業・フォワーダーの貿易PF初期導入にかかる実証支援				
荷主企業・フォワーダーの貿易PF導入支援				
貿易PF間の連携支援				
貿易PF提供事業者間の連携接続支援				
我が国の貿易PFの海外展開支援				
	サプライチェーン全体のデジタル化を視野に入れた貿易データと産業データ（※）の連携支援 （ウラノス・エコシステムとの連携の検討）			

※ここでいう「産業データ」とは企業等の事業活動において扱われるデータを意味するものとする。

進捗

- 令和6年度貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金・支援実績：
貿易PF初期導入にかかる実証支援15件、貿易PF導入支援10件、貿易PF間の連携支援5件（一次～三次公募）
- 令和7年度貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業：
当初予算案3.0億円にて閣議決定（令和6年12月27日）

6. 貿易PF活用によるインセンティブプランの検討【経産省及び関係省庁】



進捗（貿易PF認定制度の検討）

- 業界ごとのデータ連携のための協調領域の組成に向けた検討や議論が進んでいる取組をウラノス・エコシステムにおけるユースケースとして選定するための方策を検討しており、貿易データ連携に取り組む貿易プラットフォームを選定する可能性についても検討中。
※ウラノス・エコシステム：信頼性が確保された自由なデータ流通（DFFT）による企業・産業競争力強化を目指し、企業や業界、産業、国境を横断したデータ・システム・ビジネス連携を具体的に推進するための取組の総称
(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/ouranos.html)

進捗（表彰制度のニーズ調査）

- <事業者ヒアリングに基づくコメント>
- 社内幹部は非常に興味があると思う。他業界からの評判や企業のプレゼンスにもつながる。
 - 国の表彰や認定制度などは積極的に使っており、企業PRに繋がるので会社にとっては十分なモチベーションになると思う。
 - 例えばホワイト企業認定などは企業イメージ向上に結び付きやすいが、デジタル化に関しては少々性質が異なり、貿易デジタル化の推進を表彰されることで何かメリットがあるかと考えると中々難しい。
 - 表彰制度やDX銘柄等はデジタル化を進めている企業として認知されることは良いが、実務レベルで考えると実利がある方が有難い。
 - あってもいいと思うが、それが貿易DXを促進するムーブメントになるのか、という点はやや疑問。表彰されたことで投資家や金融機関からの財政的な支援に直接的に働くわけではないと考える。

6. 貿易PF活用によるインセンティブプランの検討【経産省及び関係省庁】

参考：事業者ヒアリングに基づくコメント（貿易PF活用に向けた意見・要望）

【荷主からのコメント】

- 荷主側が貿易PFに上流のデータ（I/V、P/Lなど船積書類作成に必要なデータ）を入力し、あとはフォワーダー側で通関手続等で必要な貿易書類について貿易PF上で自動作成できるような形が望ましい。
- 貿易PFとNACCSのデータ連携、貿易PF経由での船社手配機能（運賃比較含む）を実装してほしい。
- 船会社やフォワーダー等が貿易PFを利用している形でないと荷主にとっても利用しにくい。
- 貿易PFの利用と従来の方法の二重の運用となってしまうと、必ずしも効率化には繋がらないので、貿易PFが貿易手続の全工程をカバーできることが望ましい。
- 輸入側として貿易PF上で貨物の輸送状況や通関のステータスが随時確認出来るとメリットがある。
- 貿易文書の電子化だけでなく、付加価値として例えば海外港湾のスト情報など、サプライチェーンマネジメントに必要となるリアルタイムの情報もPF上で入手できるとよい。

【物流事業者からのコメント】

- フォワーダーとして貿易PFと契約しているが、船積情報を荷主から受け取る側なので、荷主がもっとPFを活用し、かつ上流からの情報を構造化データで共有してもらえないと効果が出ない。
- インボイス、パッキングリスト、B/Lなどのフォーマットが荷主や船会社によってバラバラ。貿易PFを通じて国際的にも共通のフォーマットでデジタル化されることが望ましい。
- サイバーポートは港湾周りに特化したプラットフォームになっているため、参画企業が港湾、乙仲、通関業者に限定されがちで、荷主の参画企業が増えない。荷主の上流のデータを蓄積する貿易PFと港湾周りの手続を担うサイバーポートが連携し、一気通貫で手続を進められると良い。
- 中小企業にとっては貿易PFの利用に際し、コスト面での導入ハードルが高くなりがちのため、まずは無料の機能と有償の機能で分けるのはどうか。

7. 貿易PFと貿易関連行政システムとの接続促進 【経産省及び関係省庁】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
貿易PFと貿易関連行政システムとの接続に向けた検討 (ニーズ調査・企業ヒアリングを含む)				

進捗（ニーズ調査・企業ヒアリング）

- 貿易PFを通じて荷主－物流事業者間で船積情報を共有している場合、物流事業者がNACCS上で輸出入申告業務を行うにあたり、インボイスデータなどの必要情報を貿易PFから直接NACCSに流し込めると転記の手間が減るので、貿易PFとNACCSのデータ連携が望まれる。
- 民間の貿易PFはテキストデータを扱っており、NACCSはコード化されたデータを扱っているのが現状。将来的には扱うデータ形式が統一され、データ連携が円滑に行われることが望まれる。

8. NACCS機能の周知（第7次NACCSによる機能追加を含む） 【財務省及び関係省庁】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
NACCSにおける貿易文書等のデジタル化に係る現行機能の周知等 （第7次NACCS（2025.10更改）の機能追加*・周知を含む） * 第7次NACCSにおける機能追加（例） ・ 関税等の納期限延長にかかるリアルタイム口座対応 ・ WebNACCS対象業務の拡大 ・ 外為法関連業務のWeb化 等				

進捗（NACCS機能の周知）

（実施済み）

- ・ 第7次NACCSの機能に係る関係団体への説明会（2024年7月及び2025年1月）

（今後の予定）

- ・ 第7次NACCSに係る総合運転試験説明会（2025年5月～6月）

9. 貿易PFを通じた貿易相手国とのデータ連携事例の創出 【経産省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
インドネシア・タイ等ASEAN諸国との間での貿易データ連携の事例創出		貿易データ連携事例の他国・他地域への展開		
	南西アジア、アフリカ、中南米との間での事例創出の検討			

進捗（日本の貿易PFの海外PFとの連携に向けた取り組み）

<インドネシア>

- ・ トレードフルツ－HAKOVO間のシステム連携によるインドネシア側の輸入手続効率化プロジェクト（海外サプライチェーン多元化等支援事業）

<中南米>

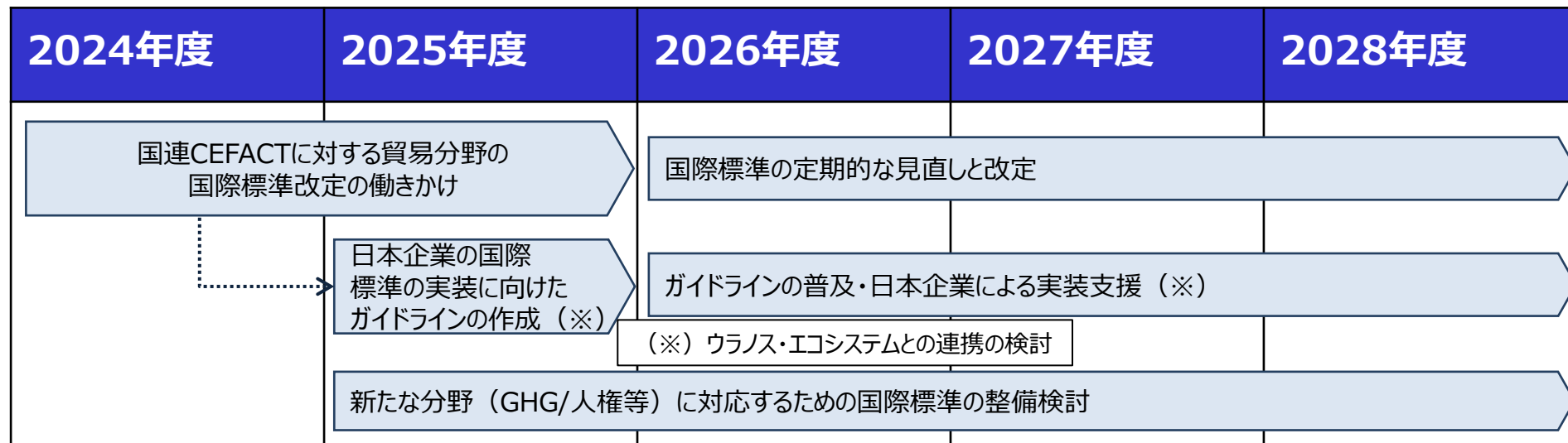
- ・ トレードフルツ：貿易プラットフォーム連携による日・中南米SC強靱化実証事業（グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（我が国企業によるインフラ海外展開促進調査））

10. フォワード事業者の貿易PF参画支援・促進【経産省・国交省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
フォワード事業者との 意見交換会の開催 ★	フォローアップ会議の開催（随時）			

※進捗については【資料4】国土交通省説明資料参照

11. 国際標準に準拠した貿易データ連携【経産省】



進捗

- 国連CEFACTに対して、日本企業が実務上使用しているデータ項目を国際標準に追加する働きかけを実施。
- 2024年度、インボイス(I/V)、船荷証券(B/L)、信用状(L/C)、貨物保険(I/P)について、国連CEFACTの国際標準へのデータ項目の追加を要請。このうち、インボイス、信用状（銀行買取プロセス除く）についてはデータ項目が追加された共通辞書が国連CEFACTのHPにて公開済。その他については、2025年度第1四半期中にHP公開される見通し。
- 2025年度は、改定された国際標準の実装に向けたガイドライン（貿易プラットフォーム提供事業者や、PF利用企業の社内システム設計担当者向け）を作成し、事業者への普及・実装支援に取り組む予定。

12. 貿易PFの活用求められるセキュリティ対策【経産省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(※1)の貿易PF提供事業者及び貿易PFユーザー企業に対する周知により、本ガイドライン等を用いたセキュリティ対策によるガバナンス向上を推進 中小企業に対しては、「SECURITY ACTION自己宣言」(※2)も併せて周知				
※1・・・「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html ITに関するシステムやサービス等を供給する企業及び経営戦略上ITの利活用が不可欠である企業の経営者を対象に、経営者のリーダーシップの下で、サイバーセキュリティ対策を推進するために定められたガイドライン ※2・・・「SECURITY ACTION」https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html 中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。				

進捗

- 貿易コンソーシアム総会会合（9月）および日本関税協会の貿易実務研究部会（11月）にて、経産省よりアクションプラン説明の一環として、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」および「Security Action自己宣言」について説明。